

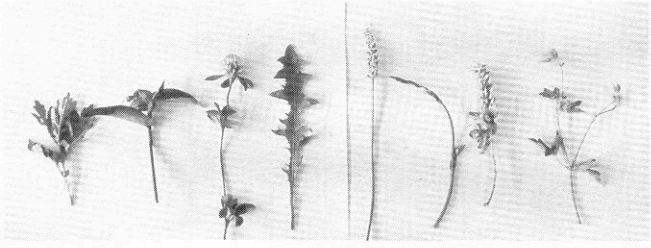
まちかど
トピックス



身近かな 薬草

採集と効能について
(9月7日 講座)

むつみ学級 & 女性リフレッシュ講座



9月7日に、むつみ学級と女性リフレッシュ講座の合同行事として、「薬草の採集と効能についての講座」が、改善センターで行われました。講師に薬草研究家の尾崎寿先生(光市)を招き、改善センター周辺で薬草を採集し、その効能を勉強したり、料理して半日を楽しみました。

「薬草は非科学的ではありませんが、その歴史は10万年あるいは50万年という昔にさかのぼります。私達の祖先が長い間の体験の中から生み出した「知恵」、薬草は、科学療法が無かった時代の人々の健康を守ってきました。毎日何気なく見ている野草や樹木に関心を向け、それらを利用、活用して、健康な人生を送るうではありませんか。」と尾崎先生談。

尚、薬草について興味をお持ちの方は、改善センターに当日の資料がありますのでお問合せ下さい。

担当 深川

講座を受講して

むつみ学級



吉田 道子さん

野草薬草の研究で有名な尾崎先生のご指導で改善センターの近くを採集して歩き、今までは厄介な雑草と思っていたものに驚く程の薬効がある事や野草の芽や葉が天ぷらに

しておいしい事等試食も楽しい講座でした。

パイオの技術で新しい植物や外国から珍しい野菜や果物で台所は豊かになりましたが、今一度足元に目を向けて自然の恵みの中で育った野草薬草を料理の時利用する事が健康にも役立つ事がよく分かりました。

女性リフレッシュ講座



中村 典子さん

先生と歩きながら、野草についてつみ方と効能等を教わりました。例えば、タンポポの葉は天ぷらに、根はコーヒーにして食べる事が出来ます。私が身近にある草と違っていた物は、殆んど薬になる様です。「自然にある食物は我々を生かしてくれる。」という先生のお話もおもしろく「薬食同源」の生活に一步でも近づけたらと思えました。



基本的人権

日本国憲法

[裁判を受ける権利]
第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。

阪神・淡路大震災義援金の

第3次配分が行われます

▼対象=住家が全・半壊(焼)し、主たる生計維持者の平成7年の総所得金額が690万円以下の世帯▼支給額=1世帯当たり10万円▼必要書類=所定の申込書、り災・課税証明書など▼受付開始=9月上旬から▼提出先・問合せ先=震災時居住市町の担当課